

厚生労働大臣が定める掲示事項等について

当院は、以下の事項について健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、近畿厚生局に届出を行って診療している保険医療機関です。

厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項

- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 3
- ・ 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 2）
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算 1
- ・ 医師事務作業補助体制加算 1（15 対 1 補助体制加算）
- ・ 急性期看護補助体制加算（25 対 1）（夜間 100 対 1）
（看護補助体制充実加算 2）
- ・ 看護職員夜間配置加算（16 対 1）
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 無菌治療室管理加算 2
- ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 口腔管理連携加算
- ・ 医療安全対策加算 1（医療安全対策地域連携加算 1）
- ・ 感染対策向上加算 1（指導強化加算）
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症患者初期支援充実加算
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 2
- ・ 病棟薬剤業務実施加算 1
- ・ データ提出加算
- ・ 入退院支援加算（入院時支援加算）（総合機能評価加算）
- ・ 認知症ケア加算
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 排尿自立支援加算
- ・ ハイケアユニット入院医療管理料 1
- ・ 小児入院医療管理料 4（養育支援体制加算）
- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料Ⅰ
- ・ がん患者指導管理料Ⅱ
- ・ がん患者指導管理料Ⅲ
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 1
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・ 地域連携小児夜間・休日診療料の注 2、地域連携夜間・休日診療料の注 2 及び救急外来医学管理料の注 7 に規定する院内トリアージ実施体制加算
- ・ 救急外来医学管理料 3
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・ 連携充実加算
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ 心不全再入院予防継続管理料 3
- ・ 開放型病院共同指導料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 外来排尿自立指導料
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 医療機器安全管理料 1
- ・ 救急患者連携搬送料
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・ 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
- ・ 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
- ・ 遺伝学的検査の注 1 に規定する施設基準
- ・ BRCA 1／2 遺伝子検査
- ・ HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・ 検体検査管理加算（Ⅰ）
- ・ 検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ ヘッドアップティルト試験
- ・ コンタクトレンズ検査料 1
- ・ 画像診断管理加算 1
- ・ CT 撮影及び MRI 撮影
- ・ 冠動脈 CT 撮影加算
- ・ 心臓 MRI 撮影加算
- ・ 外来化学療法加算 1
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ エタノールの局所注入（甲状腺）
- ・ エタノールの局所注入（副甲状腺）
- ・ ストーマ合併症加算
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- ・ 輸血管理料Ⅱ
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 病理診断管理加算 1
- ・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・ 看護職員処遇改善評価料 53
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
- ・ 入院ベースアップ評価料 129

入院施設に関する事項

DPC/PDPS算定病院

基礎係数	1.0283
機能評価係数Ⅰ	0.3076
機能評価係数Ⅱ	0.0966
救急補正係数	0.0225

一般病棟（急性期一般入院料２）

3階病棟：48床 4階病棟：51床
5階病棟：43床 HCU ：4床

看護に関する事項

病棟では、1日に45人以上の看護職員（看護師及び準看護師）が勤務しています。
なお、病棟単位ごと時間帯ごとの配置は次のとおりです。

3階病棟

8：30～16：30 看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
16：30～0：30 看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
0：30～8：30 看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。

4階病棟

8：30～16：30 看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
16：30～0：30 看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
0：30～8：30 看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。

5階病棟

8：30～16：30 看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
16：30～0：30 看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
0：30～8：30 看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。

HCU

8：30～16：30 看護師1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
16：30～0：30 看護師1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
0：30～8：30 看護師1人当たりの受け持ち数は4人以内です。

入院時食事療養に関する事項

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）に係る食事を提供しています。
これは、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供するものです。
また、入院患者さまごとに栄養状態の評価を行い、栄養管理を行っています。

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

対象者の分類		標準負担額
一 般		550円
小児慢性特定疾病児童等 ・ 指定特定医療を受ける指定難病患者		330円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	270円
	91日以降の入院	220円
低所得者Ⅰ		130円

実費でお支払いいただくもの

項 目	単位	金額 (税込み金額)
オムツ	1 枚	2 2 0 円
一本杖	1 本	3, 3 0 0 円
杖先ゴム	1 個	3 3 0 円
病衣貸与 (上) <非常用>	1 枚	3 3 0 円
病衣貸与 (下) <非常用>	1 枚	3 3 0 円
病衣貸与 (ガウン) <非常用>	1 枚	3 3 0 円
T 字帯	1 枚	3 3 0 円
腹帯	1 枚	5 5 0 円
ねまき	1 式	3, 3 0 0 円
セーフティーセット	1 式	6, 6 0 0 円
普通証明書	1 枚	2, 2 0 0 円
入院・通院証明書	1 枚	2, 2 0 0 円
交通事故治療費証明書 (診療報酬明細書)	1 枚	4, 4 0 0 円
登校停止の解除証明書	1 枚	5 5 0 円
上記以外の証明書	1 枚	1, 1 0 0 円
普通診断書	1 枚	2, 2 0 0 円
死亡診断書	1 枚	2, 2 0 0 円
受験・入社用、健康診断書	1 枚	2, 2 0 0 円
心身障害者等の認定診断書	1 枚	3, 3 0 0 円
保険関係診断書	1 枚	4, 4 0 0 円
上記以外の診断書	1 枚	2, 2 0 0 円
画像等メディア	1 枚	4 4 0 円
おたふく (ムンプス) ワクチン接種	1 回	6, 7 1 0 円
水痘ワクチン接種	1 回	7, 8 6 0 円
ヘプタバックス接種	1 回	6, 0 2 0 円
破傷風ワクチン接種	1 回	4, 6 6 0 円
二種混合 (麻疹・風しん) ワクチン接種	1 回	8, 9 4 0 円
三種混合 (トリビック : 百日咳・ジフテリア・破傷風) ワクチン接種	1 回	8, 9 5 0 円
五種混合 (百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ・Hib) ワクチン接種	1 回	1 9, 6 7 0 円
肺炎球菌 (キャップバックス) ワクチン接種	1 回	1 3, 9 1 0 円
肺炎球菌 (プレベナー 2 0) ワクチン接種	1 回	1 0, 8 5 0 円
肺炎球菌 (バクニューバンス) ワクチン接種	1 回	1 1, 5 2 0 円
ロタウイルス (ロタリックス) ワクチン接種	1 回	1 4, 0 4 0 円
HPV (シルガード 9) ワクチン接種	1 回	2 5, 6 1 0 円
インフルエンザワクチン接種	1 回	4, 9 5 0 円
新型コロナワクチン (ファイザー)	1 回	1 5, 5 9 0 円
シングリックス (带状疱疹) ワクチン接種	1 回	2 1, 7 6 0 円
髄膜炎菌 (メンクアッドフィ) ワクチン接種	1 回	2 3, 1 4 0 円
RSウイルスワクチン (アブリスボ筋注用)	1 回	2 9, 9 0 0 円

保険外サービスの提供及び保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める内容

保険外サービスとして、健康診断や予防接種、診断書料等、また保険外併用療養費 (選定療養) を徴収いたします。なお、衛生材料等の治療 (看護) 行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収、「施設管理費」等の曖昧な名目で費用の徴収は一切行っていません。

海南医療センター 院長